



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 琉 球 銀 行
代表者名 取締役頭取 金城 棟啓
コード番号 8399 (東証第一部、福証)
問合せ先 取締役総合企画部長 高良 幸明
電 話 098-860-3787

定款の一部変更に関するお知らせ

琉球銀行（頭取 金城棟啓）では、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 97 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 【単元未満株式の買増請求に係る規定の新設】

単元未満株式を有する株主様の株式売買の利便性を高めることを目的として、単元未満株式の買増制度を導入するため、第 8 条第 4 項および第 9 条（単元未満株式の買増請求）を新設するものであります。

(2) 【社外取締役および社外監査役との責任限定契約に係る規定の新設】

社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の規定により、定款第 29 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 40 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものです。なお、定款第 29 条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) 【補欠監査役の予選の効力に係る規定の新設】

補欠監査役の予選の効力を 4 年とするため、定款第 35 条（補欠監査役の予選の効力）を新設するものであります。

(4) 上記条文の新設に伴い、条数の変更および文言の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式 (単元未満株主の権利) 第 8 条 当銀行の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>新設</u> <u>新設</u>	第 2 章 株式 (単元未満株主の権利) 第 8 条 当銀行の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> (単元未満株式の買増請求) 第 9 条 当銀行の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる
第 9 条 ~ 第 26 条 (条文省略)	第 10 条 ~ 第 27 条 (現行どおり)
(取締役会の決議の省略) 第 27 条 当銀行は、第 26 条の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る)の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について意義を述べたときはこの限りではない。	(取締役会の決議の省略) 第 28 条 当銀行は、<u>前条の規定にかかわらず</u>、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る)の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について意義を述べたときはこの限りではない。
<u>新設</u>	(社外取締役との責任限定契約) 第 29 条 当銀行は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 28 条 ~ 第 32 条 （条文省略）	第 30 条 ~ 第 34 条 （現行どおり）
<u>新設</u>	（補欠監査役の予選の効力） 第 35 条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第 33 条 ~ 第 36 条 （条文省略）	第 36 条 ~ 第 39 条 （現行どおり）
<u>新設</u>	（社外監査役との責任限定契約） 第 40 条 <u>当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。</u>
第 37 条 ~ 第 47 条 （条文省略）	第 41 条 ~ 第 51 条 （現行どおり）

以上